

## 1. 「推進工事技士」資格の更新登録手続き

「推進工事技士」資格を更新するためには、自主学習を行った後、テキスト確認シートを提出する必要があります。資格更新・登録のフローは以下のとおりです。

### [1] 更新登録の申請

更新登録の申請は、「更新登録申請書」を当協会に提出することにより行います。

なお、更新しない方は、別紙「推進工事技士資格抹消承諾書」をFAXまたは郵送にて必ず当協会へ提出してください。

受付期限：2024年8月23日（金）消印まで有効とします。

### [2] 自主学習用テキスト及びテキスト確認シートの送付

当協会は、更新登録申請をした方に、自主学習用テキスト及びテキスト確認シートを発送します。

発送は申請書の内容を確認後、9月中旬頃に行います。

### [3] 自主学習後テキスト確認シート提出

申請者には、送付されたテキストにより、自主学習をしていただきます。自主学習完了後、テキスト確認シートに必要事項を記入して協会に提出してください。

提出期限：2024年11月7日（金）消印まで有効とします。

### [4] 推進工事技士登録・資格者証の交付

当協会は、登録の審査を行い、要件に適合する方を「推進工事技士登録者名簿」に登録し、推進工事技士登録・資格者証を交付します。

テキスト確認シートの提出が無い場合は、更新登録されませんので注意して下さい。

## 2. 更新登録の申請

### (1) 申請書類

「推進工事技士更新登録申請書」（所定の用紙） 1通

P.4 記入例参照

### (2) 更新登録費用 18,700円税込み（更新料12,100円、登録手数料6,600円）

費用18,700円を同封の郵便振替払込用紙で必ず個人別に払込み、郵便局で受付印が押された「振替払込請求書兼受領証」のコピー、または「ご利用明細票」のコピーを「推進工事技士更新登録申請書」の裏面の貼付欄に全面のり付けしてください。

### (3) 写真 1枚（縦4.5cm、横3.5cm パスポートサイズ カラー）

- ・無帽、無背景、正面から上半身を写したもの。顔面部分が全体の1/2以上のもの。
- ・申請日以前3ヶ月以内に撮影したもの。
- ・デジタルカメラの写真は、「写真専用の印刷紙」を使用し、かつ鮮明（**引き延ばした粗い画像でないもの**）であること。
- ・写真の裏面に、登録番号、氏名を記入してください。
- ・写真は、「推進工事技士更新登録申請書」の所定の欄に貼ってください。

#### (4) 更新登録の申請

- 1) 申請期間 本「ご案内」が届いた日から8月23日（金）まで  
(締切日の消印のあるものまで有効)
- 2) 送付場所 公益社団法人 日本推進技術協会  
〒135-0047 東京都江東区富岡2-11-18 リードシー門前仲町ビル3F
- 3) 申請方法 「ご案内」に同封の返信用封筒を使って、上記送付場所へ、簡易書留またはお手元で確認できるバーコード付きのもので送付してください（**提出した書類の到着確認の連絡は受付できません**）。

#### (5) 注意事項

- ・更新手続きをしないと2025年3月31日に資格がなくなります。やむを得ない事情により今年度の更新ができない方は、翌年度に延期する手続きをしてください。その場合、2025年4月1日から2026年3月31日の1年間は資格がなくなりますが、2025年度の更新講習を受講することで、2026年4月1日から5年間の資格に更新されます。  
延期の手続きは、当協会ホームページのトップページ「資料室」から「推進工事技士更新講習受講延期願い.pdf」をダウンロードして、2024年11月~12月末日までに郵送、FAXまたはメールにてお知らせください。
- ・「推進工事技士更新登録申請書」の記載内容または必要書類に不備があるものは、受付できない場合があります。
- ・更新申請後の更新登録費用は返還いたしません。

### 3. 更新登録申請書の作成方法

- ・「推進工事技士 更新登録申請書」は、次頁の記入例を参照して正確に記入してください。記入には黒または青色インクのペン、またはボールペンを用い、楷書で正確に記入してください。
- ・貼付された写真が5年前と同じ写真、不鮮明・サイズが小さい、画像が粗いなど、データとして取り込めない場合は再提出をお願いする場合があります。